また、「本人の同意を得（る）」とは、本人の承諾する旨の意思表示を当該外国にある第三者等が認識することをいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法によらなければならない。

なお、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について、未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人が判断できる能力を有していないなどの場合は、親権者や法定代理人等から同意を得る必要がある。

【本人の同意を得ている事例】

事例１）本人からの同意する旨の口頭による意思表示

事例２）本人からの同意する旨の書面（電磁的記録を含む。）の受領

事例３）本人からの同意する旨のメールの受信

事例４）本人による同意する旨の確認欄へのチェック

事例５）本人による同意する旨のホームページ上のボタンのクリック

事例６）本人による同意する旨の音声入力、タッチパネルへのタッチ、ボタンやスイッチ等による入力

３－２－３　適正な取得（法第17条の趣旨に沿った措置）

法第17条（第１項）

１　個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

＜参考＞

法第17条（第２項）

２　個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

⑴　法令に基づく場合

⑵　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

⑶　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

⑷　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

⑸　当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、第76条第１項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合

⑹　その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合

【事例１】日本にある個人情報取扱事業者が、外国にある事業者に顧客データの入力業務を委託する場合

外国にある事業者が委託契約に基づいて適切に個人データを取得していることが自明であれば、不正の手段による取得ではない。

【事例２】日本にある個人情報取扱事業者が、外国にある親会社に従業員情報を提供する場合

外国にある親会社が内規等に基づいて適切に個人データを取得していることが自明であれば、不正の手段による取得ではない。

なお、要配慮個人情報に係る規制については、国によっていわゆるセンシティブ情報の対象は異なり得ることから（ＯＥＣＤプライバシーガイドラインの説明覚書（1980年））、国際的な整合性にも鑑みて、「措置」を講ずることは要しない。

３－２－４　取得に際しての利用目的の通知（法第18条の趣旨に沿った措置）

法第18条

１　個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

２　個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

３　個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

４　前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

⑴　利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

⑵　利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

⑶　国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

⑷　取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

【事例１】日本にある個人情報取扱事業者が、外国にある事業者に顧客データの入力業務を委託する場合

日本にある個人情報取扱事業者から顧客に対して利用目的の通知等をする。

【事例２】日本にある個人情報取扱事業者が、外国にある親会社に従業員情報を提供する場合

日本にある個人情報取扱事業者が従業員に対して利用目的の通知等をする。

外国にある第三者等は、個人情報を取得する場合は、あらかじめその利用目的を公表（※１）していることが望ましい。公表していない場合は、取得後速やかに、その利用目的を、本人に通知（※２）するか、又は公表しなければならない。

（※１）「公表」とは、広く一般に自己の意思を知らせること（不特定多数の人々が知ることができるように発表すること）をいい、公表に当たっては、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、合理的かつ適切な方法によらなければならない。

【公表に該当する事例】

事例１）自社のホームページのトップページから１回程度の操作で到達できる場所への掲載

事例２）自社の店舗や事務所等、顧客が訪れることが想定される場所におけるポスター等の掲示、パンフレット等の備置き・配布

事例３）（通信販売の場合）通信販売用のパンフレット・カタログ等への掲載

（※２）「本人に通知」とは、本人に直接知らしめることをいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法によらなければならない。

【本人への通知に該当する事例】

事例１）ちらし等の文書を直接渡すことにより知らせること。

事例２）口頭又は自動応答装置等で知らせること。

事例３）電子メール、ＦＡＸ等により送信し、又は文書を郵便等で送付することにより知らせること。

そのほか、詳細については、通則ガイドライン３－２－３（利用目的の通知又は公表）から３－２－５（利用目的の通知等をしなくてよい場合）までを参照のこと。